

創価大学

授業における学習環境調整 利用のしおり

学習環境調整は支援計画書を提出した日から遡っての対応はできません。
申請は余裕を持って早く行いましょう。

大学における学習環境調整とディプロマ・ポリシー

大学における学習環境調整（合理的配慮。以下、環境調整）とは、障害を持つ学生が、障害のない学生と平等な条件で学修に参加し、能力を最大限に発揮できるようにするために、大学側が必要かつ適切な変更・調整を行うことです。この配慮は、大学が定めるディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）を達成するために非常に重要な役割を果たします。

1. ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）の目標達成を可能にする調整

ディプロマ・ポリシーは、「大学が定める教育課程を修め、学位を取得するために学生が身につけるべき知識、能力、態度」を具体的に示し、その達成を卒業の要件とするものです。環境調整の目的は、このディプロマ・ポリシーで示された学修目標や能力水準自体を下げることはありません。

変更しないもの：ディプロマ・ポリシーに掲げられた最終的な能力水準（何を学ぶか、どのような能力を身につけるか）。

調整するもの：その能力水準を達成するための手段や環境（どのように学ぶか、どのように評価を受けるか）。

例えば、ディプロマ・ポリシーが「専門分野に関する口頭での発表能力」を要求している場合、環境調整は、車椅子を使用する学生に「講義室へのアクセス」を提供したり、発声に困難がある学生に「発表時にパソコンでの文字入力を許可」したりすることで、能力目標（発表能力）は変えずに、学生が能力を発揮できる環境を整えます。

2. 教育の公平性と質の確保

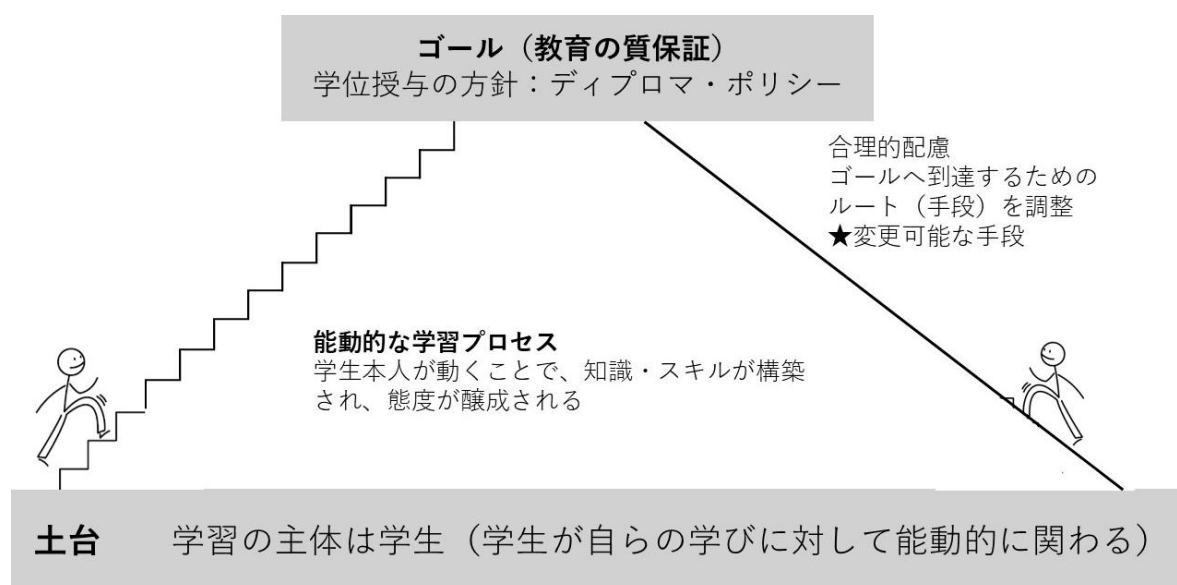
環境調整は、すべての学生がディプロマ・ポリシーを達成できる機会の公平性を保証するものです。環境調整がなければ、障害が「学ぶ権利」や「能力を発揮する機会」を奪う障壁となってしまいます。

環境調整を行うことで、学生は本来持っている能力や努力に基づき、公平な評価を受け、ディプロマ・ポリシーに定められた学位にふさわしい能力を身につけて卒業することができます。したがって、大学は、ディプロマ・ポリシーを遵守し、教育の質を保証しつつ、環境調整を通じて、教育の公平性を実現する責任を負っていると言えます。

「守られる支援」から「自立を拓く支援」へ

後期中等教育機関の高等学校では「特別支援教育」ができるため、履修困難な単位があっても「教育的配慮」「校長裁量」で卒業できる可能性がありました。

しかし高等教育機関である大学では、「環境調整」によって「機会の保証」はできても評価、必修免除による「結果の保証」はできません。



高校までの実態	大学（本来の環境調整）
学習指導要領に基づきつつも、出席日数や試験内容の変更など、校長の裁量による「個別の配慮（実質的な基準の緩和）」が行われるケースがある	大学における環境調整は、 <u>教育の本質的性質を変えない範囲</u> で行われるもの (◎)「資料の事前提供」：予期せぬ展開への不安を和らげ、授業に集中できる環境を整える。 (×)「体調不良による試験の合格点引き下げ」：不安感や集中力の欠如を理由に、求められる知識・技能のレベルそのものを下げること。

大学は高等学校まであった担任の先生のように学生のすべてを把握する教員が配置されフォローが行われるというスタイルではなく、社会に出る前の最後の教育機関として個人の自主性が求められる形となっています。

授業における環境調整とは？

「授業における環境調整」とは、同じゴールを目指すための「工夫」のことです

大学における環境調整とは、障害のある学生が、障害のない学生と平等に教育を受けられるよう、大学が個々の状況に応じて「学習方法・評価方法を含めた環境を整えること」をいいます。

- **大切にしていること（スロープの提供）** 授業における学習方法や試験の方法に社会的バリア（障壁）がある場合、それをどう取り除くか一緒に考え、調整します。
- **変えられないこと（ゴールの維持）** 大学は専門能力を証明する場であるため、「単位認定の基準」や「学習内容・レベル」そのものを下げることはできません。あくまで「同じ合格基準」に到達するための「方法・手段」を工夫するのが環境調整です。

相談から実施までの流れ 学生本人（または入学志願者）からの「こういった助けが必要」という相談に基づき、以下の点を確認しながら、大学ができる最善の形を検討します。

1. 教育の目的を損なわないか（その授業で身につけるべき力が測定できるか）
2. 実現可能か（物理的・技術的な制約、人手や体制が整っているか）
3. 大学の負担が重すぎないか（費用や事務運営への影響）

これらを総合的に判断し、対話を重ねながら、皆さんの自立と学びを支える「最適なスロープ」を一緒に作っていきます。

障害者の権利に関する条約 第二条

障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの

環境調整の支援を通して学生が身につけていく力

障害をもつ学生が以下の力を養成していくことを目標としています。

自分を理解する力：自分の特性を客観的に知る力

自分の得意・不得意や、どのような環境で力が発揮しやすいかを正しく理解する力です。

自身で発信する力：必要なスロープを伝える力

周囲に自分の特性を説明し、目標達成のために必要な環境調整を自分から提案・交渉する力です。

自分で決定する力：自分なりの「やり方」を選ぶ力

周囲の保護を卒業し、自分の意志で手段を選び、責任を持って目標へ向かう能動的な姿勢です。

申請対象と調整範囲

申請対象は、次の①～③すべての条件を満たす方とし、修学に関する事項を中心に障害学生の個別ニーズと学習目標に基づいて検討します。

① 本学の通学課程に在籍する学生

（学部生、大学院生、別科生、科目等履修生、研究生）

② 修学に著しい制限が生じている障害学生

③ 本人が調整を受けることを希望し、その必要性が本学に認められた障害学生

（病気や怪我等により一時的に障害を負った学生も含む。）

※本学への入学を希望する受験生（通信教育課程を除く）には、入学試験に係わる範囲において、障害のある受験生の個別のニーズに基づき、調整内容を検討します。

環境調整の申請で障害をもつ学生に求められること

- 所属する学部・学科・プログラムの人材育成目的及び教育目標と、自身の障害特性を理解し、創価大学で主体的に環境調整を活用し学ぶことに努める。
- 障害特性及びニーズの根拠書類を提供する。
- 環境調整の内容については、大学関係者との対話に基づき、情報連携と合意形成を図ることによって定まるものであることを理解する。

環境調整を提供する上で大学が行うこと

- 創価大学に在籍する障害学生及び創価大学への入学を希望する障害のある受験生に対し、創価大学における修学に関する情報提供と相談に応じる。
- 障害学生の個別特性に基づくニーズを確認する。
- 創価大学における学びの特徴と学生のニーズに基づき、調整内容を検討する。
- 環境調整内容は、障害をもつ学生との対話に基づき、情報連携と合意形成を図るとともに、適時調整や変更について判断する。
- 学習環境調整室（以下 LEAD）が環境調整のノウハウの提供を行い、学生が所属する学部、授業担当教員、その他関係部署及びサポートスタッフ等、全学の関係者が連携し協力体制を築く。

困りごとを抱える学生が、正課・準正課・課外活動を通じて目標を達成していけるようになるために、学習環境調整室は学生本人、学内（必要に応じて学外）の支援者と共により良い方法を発見し、実践していくサポートを行います。

ご相談について

＜相談をご利用いただく上での合意が必要な確認事項＞

学生にあった支援方法を考えるために、下記のような情報提供・収集が必要となります。特に、学生本人からどのようなことに困っているかを詳しく伺うことは、的確な支援方法を見極める上でも、ご本人の支援要請の意思を確認する上でも重要です。

- ・ 申請する学生本人との面談から得られる情報
- ・ 医療機関からの診断書・検査結果、障害者手帳等の情報
- ・ 正課・準正課などの学習環境で、学生が目標を達成するために必要な情報を把握している関係者（教職員）からの情報
- ・ 学生生活を送るうえで必要な大学内各部署からの情報（例：学生相談室、保健センター、SPACE）
- ・ 必要に応じてご家族（保護者）からの情報、入学前の教育機関（高校）関係者からの情報、大学外の支援機関からの情報

※その他、第三者からの聞き取りは、適切な支援を提供するにあたって必要と判断された場合、かつ、学生本人にその主旨を十分に説明し、承諾を得た場合に実施します。

授業における環境調整の申請について

【必要な確認事項】

授業における環境調整申請は、この「利用のしおり」を読んで、内容を理解した上でご提出ください。

- 必要な聞き取りや調査に基づいた評価の実施に加え、障害特性及び配慮ニーズの根拠を示す書類の提出が必要です。（例：障害者手帳、診断書、心理検査等の結果、学内外の専門家の所見など）
- 聞き取りや根拠書類から収集した情報の中から、適切な環境調整を提供するために必要な情報を学生本人の承諾後、支援に関わる教職員及び学内支援関係者に対して共有する必要があります。同意が得られない場合、環境調整ができない場合があります。
- 学習環境調整室では、学生本人の同意のもとに知りえた個人情報、取得した根拠書類については、本学の「学校法人創価大学個人情報保護規程」に沿って十分に注意して管理しています。
- 学習環境調整室では、よりよい環境調整を提供するために、支援の経過を関係者間で検討することがあります。その際には、個人情報を省略・改編し、匿名性を担保した上で実施します。
- 学生から得られた情報については、原則として学生本人の承諾なく関係者に共有されることはありません。ただし、学生の心身に重大な危機が及ぶと判断された場合は、学生本人の承諾なく、必要な対応をとることがあります。

環境調整の申請から開始までの流れ

① 学生が Google フォームで、web 申請

根拠書類は Google フォームに添付または実物を環境調整室へ提出



② 学生はアドバイザー教員と履修計画・学習状況等について面談



③ 本人と相談員が面談、環境調整計画案（以下、計画案）を作成



④ 教職員と環境調整室で協議会を行い計画書が完成



⑤ メールで学生本人に支援計画書の合意確認

合意が得られるまで③～④は継続



⑥ 学生からの合意後、支援室からポータルサイトの個人宛メッセージへ
計画書を送付



⑦ 本人から授業担当教員に計画書を渡す

教員とのやり取りにサポートが必要な場合は環境調整室がサポート



⑧ 授業での支援開始

授業における環境調整の例

以下、現在本学で行われている支援例です。

但し、この例がそのまま提供されるとは限りません。申請学生と支援室・授業担当教員との建設的な対話を通じて、個人の状況、授業の到達目標にあわせた環境調整が提供されます。

- ・ ロジャー(受信機は利用者購入) iPad・Bluetooth 対応マイク(UD トーク用)の貸出
- ・ 文字起こしアプリ (UD トーク) 使用
- ・ 視覚補助具等の使用
- ・ 座席を指定する場合の座席位置考慮
- ・ 感覚過敏がある学生のサングラスや耳栓(ノイズキャンセリングイヤホン)の着用
- ・ 重要事項を文章で伝達 (授業ポータルの講義連絡など)
- ・ 授業ポータルから授業資料の電子データ提供
- ・ 文章を読み上げ可能な形式に変換するアプリの使用
- ・ 発言や発表に関する環境調整
- ・ 指名に関する環境調整
- ・ 体調不良時の一時退室
- ・ 課題提出期限延長の相談・調整
- ・ 授業ポータルから授業で使用する資料・教材の事前提供
- ・ 車両乗入許可など

<学内支援別担当部署>

支援内容	担当部署	担当者	場所	市外局番 042
学生生活に関する事 学生寮・クラブ活動に関する事	学生課	職員	中央教育棟 西側 1F	691-2205
奨学金に関する事				691-2161
進路相談や就職活動に関する事	キャリア センター	職員	中央教育棟 西側 1F	691-3523
一般診療(風邪・怪我・急病等)	保健 センター	医師	中央教育棟 東側 B1F	691-9373
こころ元気科(メンタルに関する 相談、必要な専門機関への紹介)		精神科医		691-9373
学生生活上の悩みや困り事などの相談	学生 相談室	臨床心理士	中央教育棟 東側 1F	691-8226

<学習支援別担当部署>

履修・成績・学籍に関する事 授業・定期試験に関する事	教務課	職員	中央教育棟 西側 1F	691-2203
障害を持つ学生の授業における 環境調整申請に関する相談	学習環境 調整室	教職員 相談員	中央教育棟 西側 2F	691-9433
HELP DESK(履修、学習相談)	SPACe 学習支援 サービス	サポート スタッフ	中央教育棟 西側 2F	691-7009
日本語ライティングセンター (レポートチュータリング)				691-7009

創価大学 学習環境調整室

Learning Environment Address Division (LEAD)

電話：042-691-9433

Mail：LEAD@soka.ac.jp